

(別紙2)

令和8年度福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業「ビジョンの具現化に向けた取組への支援」 審査基準

1 相双地方における農業者等の確保支援に向けた考え方 (10点)	評価基準	加点率	配点
<ul style="list-style-type: none"><li>東日本大震災後の福島県全体及び相双地方における現状を理解しているか。</li><li>相双地方における農業(担い手、新規就農、企業参入等)の現状を理解しているか。</li><li>新規就農者等の確保の考えや方策は実現可能なものとなっているか。</li></ul>	0~5	×2	10
<b>2 事業の取組内容 (70点)</b>			
(1) 就農意向調査の実施 <ul style="list-style-type: none"><li>新規就農希望者に対する調査方法について、効果的な実施方法となっているか。</li></ul>	0~5	×2	10
(2) WEB等での情報発信 <ul style="list-style-type: none"><li>相双就農ポータルサイト(以下「PS」)を定期的に更新し、適正な管理運営を行う企画となっているか。</li><li>PSの閲覧数を増加させるコンテンツや対策を行う企画となっているか。</li><li>相双地方への新規就農者の確保を促進できる情報発信となっているか。</li></ul>	0~5	×2	10
(3) 就農関係イベントへの出展 <ul style="list-style-type: none"><li>就農希望者が相談しやすい企画内容となっているか。</li><li>市町村とJA等が出展しやすい提案となっているか。</li></ul>	0~5	×1	5
(4) 短期農業体験の実施 <ul style="list-style-type: none"><li>開催時期や方法は、就農希望者が実現可能な企画となっているか。</li><li>体験プログラムの作成方法や内容については、参加者の意向などに沿った提案となっているか。</li></ul>	0~5	×1	5
(5) 管内における視察ツアーの実施 <ul style="list-style-type: none"><li>開催時期や方法は、就農希望者が参加しやすい企画となっているか。</li><li>ツアーのテーマについて、相双地方の強みを活かした振興品目の視察など、就農希望者の関心を惹くような内容が提案されているか。</li></ul>	0~5	×2	10
(6) 農業法人等への研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"><li>開催時期や方法は、農業法人が参加可能な企画となっているか。</li><li>研修会の内容は、雇用者を確保したい農業法人にとって、必要とされるものとなっているか。</li><li>農業法人等の資質向上に向けた取組について、効果的な内容が提案されているか。</li></ul>	0~5	×1	5
(7) 福島県農業短期大学校及び農業高校生向けの視察相談会の開催 <ul style="list-style-type: none"><li>開催時期や方法は、農業短期大学校生や高校生の参加が実現可能な企画となっているか。</li><li>相談会の内容は、農業短期大学校生や高校生が相双地域への関心を高める内容となっているか。</li></ul>	0~5	×2	10
(8) 新規就農者の交流促進 <ul style="list-style-type: none"><li>開催時期や方法は、新規就農者が参加可能な企画となっているか。</li><li>交流会の内容は、新規就農者が仲間づくりや知識習得などに貢献する内容となっているか。</li></ul>	0~5	×1	5
(9) 調査・分析 <ul style="list-style-type: none"><li>調査や分析の手法について、効果的な提案となっているか。</li></ul>	0~5	×1	5
(10) その他 <ul style="list-style-type: none"><li>PR資材は各種イベントの参加者の確保や、就農意欲促進に資する提案となっているか。</li><li>担当者や責任者の配置、業務進捗状況の報告について、明確になっているか。</li></ul>	0~5	×1	5
<b>3 実施体制 (10点)</b>			
事業執行に係る業務実施体制 <ul style="list-style-type: none"><li>提案企業内部や連携企業等を含めた実施体制は、効率的なものであり、業務を確実かつ効果的に実施するために十分なものとなっているか。</li><li>総括責任者は、業務を確実かつ効果的に実施するために十分な者であるか。</li></ul>	0~5	×2	10
<b>4 予算額の妥当性 (10点)</b>			
<ul style="list-style-type: none"><li>予算額は実施内容に対して費用対効果の観点から妥当なものとなっているか。</li><li>予算計画は、仕様書における業務の内容毎に積算されており、適正かつ効率的なものとして示されているか。</li></ul>	0~5	×2	10
合 計			100